

「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代）は、バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定したところであり、石川県内においても、関係機関を構成員として、官民が共働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「いしかわ就職氷河期世代就職支援プラットフォーム」（以下「いしかわPF」という。）を設置することとする。

2 構成員

- (1) 別紙1「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」とおりとする。
- (2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

①石川労働局（職業安定課）

- ・ いしかわPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

②石川県（商工労働部）

- ・ いしかわPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

③石川県（健康福祉部）

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 各種支援策の周知広報

④就労等支援機関（ハローワーク、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構石

川支部、石川県の就労等支援施設)

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 各種支援策の周知広報

⑤市町、支援機関

- ・ 市町 P F の活用
- ・ 市町 P F の先進的な取組に係る事例の把握

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報

4 いしかわ P F における取組事項

いしかわ P F においては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

石川県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の 3 類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) 生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

- ①取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、K P I（当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。
- ②目標を達成に資する事業実施計画を策定する。
- ③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 P F との連携

いしかわ P F は、市町 P F の事務局と連絡調整を図り、市町 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。（以下例示）

- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

5 会議の開催

上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

いしかわ P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和 2 年 7 月 3 1 日から施行する。